

令和5年度(前期日程)

入学者選抜小論文試験問題

小 論 文

試 験 時 間 90 分

文 学 部

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
 2. この冊子の問題は、3ページからなっています。試験開始後、この冊子又は解答紙に落丁・乱丁及び印刷の不鮮明な箇所など
があれば、手を挙げて監督者に知らせなさい。
 3. 下書き用紙1枚、解答紙1枚があります。**解答紙には受験番号を必ず記入しなさい。**
なお、解答紙には、氏名や題名などは記入してはいけません。
 4. **解答は、必ず解答紙の指定された場所に記入しなさい。**
 5. この冊子の白紙と余白部分は、適宜下書きに使用してもかまいません。
 6. 試験終了後、解答紙は持ち帰ってはいけません。
 7. 試験終了後、この冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。
- ※この冊子の中に解答紙及び下書き用紙が挟み込んであります。

次の課題文を読んで設問に答えなさい。

安楽死と尊厳死のちがいをご存じでしょうか。苦痛を取り除いて安楽に死ぬのが安楽死、尊厳のある状態で死ぬのが尊厳死、ではちがいの説明になっていません。

安楽死とは、苦痛を避けるために、致死的な薬、たとえば呼吸停止を引き起こす筋弛緩剤や、心停止を引き起こす塩化カリウムなどを投与することで、患者さんを意図的に死なすことです。

尊厳死とは、尊厳のない状態を避けるため、生命の維持に必要な医療を中止して、患者を死なせることです。

言わば、安楽死は積極的に患者を死なせる行為、尊厳死は消極的に患者を死なせる行為ということになります。もつとはつきり言えば、尊厳死は未必の故意による殺人であり、安楽死は本人が望んだ場合は自殺であり、行為そのものは医者による自殺の補助^{ほうす}＝殺人です。

尊厳のない状態というのは、身体中にチューブやカテーテルを突っ込まれ、意識もなのまま機械によって生かされている姿を指します。

日本では、安楽死も尊厳死も、法的には認められていません。ですから、それを行った医師は、訴えられれば殺人罪で裁かれることになります。

もちろん、医者は私利私欲のためや、怒りや恨みで患者さんを安楽死させたり、尊厳死させたりするわけではありません。百パーセント、患者さんや家族のことを思っています。それを殺人罪に問うのは、どう考えても不合理ですが、許容する法律がないために、殺人罪が適用され、実際にその罪状で逮捕、起訴された医者もいます。

もし、家族が医者にそれを頼んだのなら、家族も「殺人教唆^{きようさ}」の罪に問われなければならないはずですが、さすがに今のところ前例はありません。

安楽死法と尊厳死法については、すでに何十年と議論が交わされていますが、未だに法案として国会に提出されるまでには至っていません。これは反対派の力が強いからで、現況では見えない「安楽死・尊厳死禁止法」が施行されているのも同然です。

私は現場で、だれが見てもどこから見ても、死なせてあげたほうが患者さんと家族のためという状況を実見していますから、安楽死と尊厳死が選択肢としてさえ禁止されていることに不合理を感じますが、できるだけ公平に賛成意見と反対意見を挙げてみましょう。

まず、賛成意見としては次のものが挙げられます。

- ・死ぬ以外に極度の苦しみから逃れることができないう場合に必要。
- ・医療によって無理やり生かされることは、人間の尊厳を損ねる。
- ・人には自分の最期を決める権利がある。

単純でわかりやすい主張ですね。

そもそも安楽死や尊厳死の発想が生まれた原因は、医療の進歩にあります。医療が発展していない明治や大正のころは、だれもが自宅で尊厳をもって安楽に死んでいました。病院で高度な治療をするから、徒^{いたずら}に苦痛が引き延ばされる事態が発生したのです（もちろん、医療の進歩で救われる命もたくさんありますが）。

だれでも死ぬ間に、尊厳を失った状態になったり、極度の苦痛を味わったりはしたくないでしょう。それを避けるための方便が尊厳死と安楽死なのに、なぜその法制化に反対する人がいるのでしょうか。

反対派の意見は、およそ次のようなものです。

- ・ 尊厳死も安楽死も命を見捨てる行為である。死んでもいい命などは存在しない。
- ・ 命はいったん失われたらもどらないから、早まった行為は慎むべき。
- ・ 尊厳死や安楽死は、いわゆる「滑りやすい坂」だから、いったん許容すると、坂道を滑るように歯止めが利かなくなる。
- ・ 社会的圧力や周囲への遠慮などで、本人が望まない安楽死や尊厳死が行われる危険性がある。
- ・ 家族や医療者が自らの利益のために、法律を悪用する危険性がある。

いずれももつともな主張で、安楽死や尊厳死に潜む危険性や弊害を重視しています。

「死んでもいい命などは存在しない」というのは、「人の命は地球より重い」などと言うのと同様、私には教条主義的に思えて共感できませんが、それ以外はなるほどと思わせるものも少なくありません。

(中略)

ご存じの通り、世界で最初に安楽死法を可決した国はオランダです。二〇〇一年のことでした。

オランダではそこから安楽死がスタートしたのではなく、三十年以上前から安楽死が現場で行われていて、その現状を追認する形で法制化されたというのが実態です。

オランダの安楽死法では、耐えがたい肉体的苦痛のみならず、精神的な苦痛でも安楽死が容認されます。つまり、身体に異常がなくても、心の苦痛でも耐えがたいと判定されると、安楽死が認められるのです。

さらには、十二歳以上であれば、両親または後見人の賛成があれば、安楽死を認めるとなっています（法律制定当初は、両親が反対しても安楽死は可能とされていました）。未成年に安楽死を認めるなんて、日本では考えられないことでしょう。しかし、何もない未成年に安楽死を認めているわけではありません。死ぬ以外に逃れられないほどの苦しみに苛^{さいな}まれている子どもに認めているのです。それを未成年に死ぬ権利を認めるなんて許しがたいという教条的な判断で、苦しんでいる子どもに生きることを強いることが、果たして人道的と言えるでしょうか。

現在、オランダで安楽死を選ぶ人は、全死亡者の約四パーセントを占めています。すなわち、

二十五人に一人が安楽死を選んでいるということです。これはひとえに、本人の意思を何より優先するというオランダ人の国民性から来ているのでしよう。

日本ではどうでしょう。家族のだけかが安楽死を選びたいと言ったとき、すんなり受け入れられる人はどれだけいるのか。大半の人が止めようとするのではありませんか。

日本では本人の意思より家族の意見、さらには世間の常識が優先される風潮が、未だに強いと思われれます。もちろん、死んでほしくないという家族の気持ちもわかります。しかし、それを優先すべきという人は、忘れていないでしょうか。いざ、自分が死ぬ以外にないほどの苦痛に陥ったとき、優先されるのは苦しんでいる自分ではなく、その苦痛を体験していない家族だということ。

(久坂部羊『人はどう死ぬのか』「二〇二二年刊」による。原文を改めた箇所がある。)

設問

課題文では医師の立場から安楽死や尊厳死について議論しています。課題文を参考にして、安楽死や尊厳死に対するあなたの意見を一〇〇〇字以内で述べなさい。